

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

新旧対照表

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（第一条関係） （傍線部分は改正部分）	改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等 （第六条—第十三条）</p> <p>第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第十 四条—第三十一条の七）</p> <p>第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第一節～第四節 【略】</p> <p>第五章 財政上の措置等（第六十一条の二—第七十条）</p> <p>第六章・第七章 【略】</p> <p>附則</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第七条 【略】</p> <p>2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を 定めるものとする。</p> <p>一〇四 【略】</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等 （第六条—第十三条）</p> <p>第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第十 四条—第三十一条）</p> <p>第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第一節～第四節 【略】</p> <p>第五章 財政上の措置等（第六十二条—第七十条）</p> <p>第六章・第七章 【略】</p> <p>附則</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第七条 【略】</p> <p>2 【同上】</p>	<p>一〇四 【略】</p>

五 適切な医療の提供を確保するための相互応援の円滑な実施に関する事項その他新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 新型インフルエンザ等に関する情報の関係都道府県との共有に関する事項

七 [略]

3～9 [略]

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 [略]

四 適切な医療の提供を確保するための相互応援の円滑な実施に関する事項その他新型インフルエンザ等対策の実

施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 [略]

五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

[新設]

六 [略]

3～9 [略]

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 [略]

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公

共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 [略]

3 (8) [略]	(政府対策本部の組織)
3 (8) [略]	(政府対策本部の組織)
第十六条 [略]	第十六条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条及び第二十条第四項において「政府対策副本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策本部員（以下この条において「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。	3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策本部員（以下この条において「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。
4 (12) [略]	4 (12) [略]
(政府対策本部の所掌事務)	(政府対策本部の所掌事務)
第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 [略]	一 [略]
二 第二十条第一項及び第三項並びに第三十二条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務	二 第二十条第一項及び第三十二条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
三 [略]	三 [略]
(基本的対処方針)	(基本的対処方針)
第十八条 [略]	第十八条 [略]
2 (5) [略]	2 (5) [略]

(基本的対処方針の変更の要請)

第十八条の二 都道府県対策本部長（第二十三条第一項に規定する都道府県対策本部長をいう。次項において同じ。）は、政

府対策本部長に対し、理由を付して、基本的対処方針の変更

を要請することができる。

2| 政府対策本部長は、前項の規定による要請に応じない場合は、当該要請をした都道府県対策本部長に対し、その旨及びその理由を示さなければならない。

(政府対策本部長の権限)

第二十条 【略】

2 | 【略】

3 | 政府対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4 | 政府対策本部長は、第一項及び前項の規定による権限の全部又は一部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

5 | 【略】

(都道府県対策本部長の権限)

〔新設〕

(政府対策本部長の権限)

第二十条 【略】

2 | 【略】

〔新設〕

3 | 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条　〔略〕

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第七項及び第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する意見を申し出ることができる。

3～6　〔略〕

7 前項に定めるもののほか、都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係市町長等に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する情報を提供を求めることができる。

8～10　〔略〕

（条例への委任）

第二十六条　第十八条の二、第二十二条から前条まで、第三十条の二及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定め

第二十四条　〔略〕

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する意見を申し出ることができる。

3～6　〔略〕

〔新設〕

7～9　〔略〕

（条例への委任）

第二十六条　第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

る。

(関係者相互の連携)

第二十六条の二 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係者は、新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(臨時の医療施設等)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認める場合において、患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、その都道府県行動計画で定めるところにより、当該医療の提供を行うための施設（第四項及び第四十八条第三項において「医療施設」という。）であつて都道府県知事が臨時に開設するもの（以下「臨時の医療施設」という。）において医療を提供することができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるとこにより、前項の措置の実施に關する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

〔新設〕

〔新設〕

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

4 | 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第一百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は第一項の措置の実施に關し都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は第一項の措置の実施に關し都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内」とあるのは「新型インフルエンザ

等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条
第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された場合は「当該政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同法第八十七条の三第一項中「非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された場合において、その災害が発生した日から一月以内」とあるのは、「当該政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するもののみ」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された場合」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「当該政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、

臨時の医療施設については、適用しない。

6|

第一項の規定により臨時の医療施設を開設した都道府県知事が統括する都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で当該都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第一項に規定する場合における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合には、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

7|

前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

8|

都道府県知事は、第一項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、同項の規定により開設した臨時の医療施設を廃止するものとする。

(感染防止滞在施設又は居宅等から外出しないことの要請等)

第三十一条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関（臨時の医療施設を含む。）が不足し、医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認める場合において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、軽症者等に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該都道府県知事が定める期間において、当該軽症者等の生活の状況その他の事情を考慮した上で、当該都道府県知事が定めるところにより、次に掲げるいずれかの協力を要請することができる。

- 一 感染防止滞在施設（新型インフルエンザ等を他の者に感染させることを防止するために軽症者等を滞在させるための宿泊施設、公共施設その他の施設（政令で定める基準に適合するものに限る。）のうち、都道府県知事が指定する施設をいう。以下同じ。）を利用するとともに、当該感染防止滞在施設から外出しないこと。
- 二 当該軽症者等の居宅又はこれに相当する場所（当該都道府県の区域内にあるものに限る。第三項及び次条第三項に

〔新設〕

おいて「居宅等」という。)から外出しないこと。

2| 前項の「軽症者等」とは、新型インフルエンザ等の病原体

を保有している者若しくは新型インフルエンザ等の疑似症を呈している者又は新型インフルエンザ等の所見がある者であつて、次に掲げる者以外のものをいう。

一 新型インフルエンザ等の病状の程度が重篤となるおそれがある者

二 前号に掲げる者のほか、感染症法第二十六条（感染症法第八条第二項又は第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する感染症法第十九条第一項の規定又は感染症法第四十六条第一項の規定による入院の勧告をされるべき者

3| 都道府県知事は、第一項の規定により軽症者等（前項に規定する軽症者等をいう。以下同じ。）に対して居宅等から外出しないことの要請をする場合において、新型インフルエンザ等を他の者に感染させることを防止するため特に必要があると認めるときは、当該軽症者等に対し、第一項の規定により定める期間内において、多数の者と面会しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

4| 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による要請をする

場合には、当該要請に係る軽症者等又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。次条第四項において同じ。）に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による要請をした軽症者等について、当該要請に係る新型インフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認されたことその他の事由により当該要請を継続する必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定により定めた期間を短縮しなければならない。

第三十一条の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による要

請をしたときは、当該要請に応じた軽症者等の生命及び健康の確保に關し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならぬ。

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、前項の軽症者等に対し、前条第一項の規定により定めた期間内において、当該軽症者等の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定による要請をしたときは、必要に応じ、当該要請に応じた軽症者等に対し、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサー

〔新設〕

ビスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）をしなければならない。ただし、同条第一項の規定による居宅等から外出しないことの要請に応じた軽症者等に対し、生活の維持に必要な場合に外出することができる」ととするときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行つた場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

（感染防止滞在施設の確保）

第三十一条の五 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における新型インフルエンザ等のまん延の状況及び医療の提供の状況その他の状況を勘案し、第三十一条の三第一項の規定による要請を適切に行うために必要な数の感染防止滞在施設を確保しなければならない。

（土地等の使用）

第三十一条の六 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、臨時の医療施設を開設し、又は感染防止滞在施設を確保するため、土地、家

〔新設〕

〔新設〕

屋又は物資（以下この条において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

（物資の生産等の要請）

第三十一条の七 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資（医薬品、食品、衛生用品その他の政令で定める物資に限る。）の供給が不足し、又は不足するおそれがある場合において、当該物資の生産又は輸入を促進する必要があると認められるときは、当該物資の生産又は輸入をすると認められることを事業者に対し、その目標を示して、当該物資の生産又は輸入を要請することができる。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資の供給が不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間困難である場合には、当該物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

〔新設〕

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一～三　〔略〕
2～4　〔略〕

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一～三　〔略〕
2～4　〔略〕

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終

了した旨の公示をいう。次条第一項において同じ。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 [略]

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等の要請)

第三十二条の二 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、理由を付して、新型インフルエンザ等緊急事態宣言若しくは新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をし、又は前条

第一項第一号に掲げる期間を延長し、若しくは同項第二号に掲げる区域を変更するよう要請することができる。

2 | 政府対策本部長は、前項の規定による要請に応じない場合は、当該要請をした都道府県対策本部長に対し、その旨及びその理由を示さなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任さ

[新設]

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任さ

了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 [略]

れた当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をることができる。この場合においては、第二十条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 「略」

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第十八条の二、第二十二条から前条まで、第三十二条の二及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 「略」

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態にお

れた当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をことができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

2 「略」

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 「略」

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態にお

いて、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短時間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下この条及び第六十一条の二第一項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の政令で定める措置を講ずるよう要請令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 特定都道府県知事は、施設管理者等が前項の規定による要

請に応じているかどうかを調査するため必要があると認めるとときは、施設管理者等に対し必要な報告を求め、又はその職員に同項の施設に立ち入り、当該要請に係る措置の実施の状況を検査させることができる。

4 施設管理者等が正当な理由がないのに、第二項の規定による要請に応じないとき又は前項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の報告をせず、若

いて、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短時間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

〔新設〕

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、

しくは虚偽の報告をした場合であつて、施設管理者等が当該要請に係る措置を講じていないと疑いがあると認められるとときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

5 | 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の

規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

6 | 第三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 | 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設において医療を提供しなけれ

並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 | 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の

規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

〔新設〕

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設

ばならない。

- 2 「略」
〔削る〕

(第四項において「医療施設」という。)であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

- 2 「略」
〔削る〕

3 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

- 3 建築基準法第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた」

- 4 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第一百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場

とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、同項及び同法第八十七条の三第一項中「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、同項及び同法第八十七条の三第一項中「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

〔削る〕

5| 4|
〔略〕

(土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設し、又は感染防止滞在施設を確保するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設し、又は感染防止滞在施設を確保するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

5| 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

7| 6|
〔略〕

(土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 (略)

第五章 財政上の措置等

(給付金の支給)

第六十一条の二 都道府県は、第四十五条第二項の要請のうち同項の政令で定める多数の者が利用する施設の使用の制限若しくは停止若しくは催物の開催の制限若しくは停止（以下この項において「施設の使用制限等」という。）に係る要請に応じ、又は同条第四項の指示のうち施設の使用制限等に係る指示に従つた施設管理者等に対し、当該施設管理者等の申請に基づき、給付金の支給を行うものとする。

2 前項に規定する給付金の額は、同項に規定する要請又は指示の内容、当該要請に応じ、又は当該指示に従つた時期及び

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 (略)

第五章 財政上の措置等

〔新設〕

- 期間その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。
- 3| 都道府県は、第二十四条第十項の協力の要請のうち多数の者が利用する施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止に係る協力の要請に応じた事業者に対し、当該事業者の申請に基づき、給付金の支給を行うことができる。
- 4| 前項に規定する給付金の額は、同項に規定する協力の要請の内容、当該協力の要請に応じた時期及び期間その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。
- 5| 前各項に定めるもののほか、第一項及び第三項に規定する給付金の申請期間、支給方法その他当該給付金の支給に必要な事項は、政令で定める。
- 2| (不正利得の徴収)
- 第六十一条の三 偽りその他不正の手段により前条第一項又は第三項に規定する給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 1| 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地

〔新設〕

方税に次ぐものとする。

(損失補償等)

第六十二条　〔略〕

2・3　〔略〕

(市町村長が都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合等の費用の支弁)

第六十八条　都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2| 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

3| 都道府県知事は、第三十一条の二第二項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき又は都道府県が当該措置の実施に要す

(損失補償等)

第六十二条　〔略〕

2・3　〔略〕

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条　〔新設〕

① 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

〔新設〕

る費用を支弁するいとまがないときは、市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

4| 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項、第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

- 2 · 3 · 〔略〕

(給付金の支給に要する費用に係る国の負担の特例)

2| 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

- 2 · 3 · 〔略〕

第六十九条の二 国は、都道府県が支弁する第六十一条の二第二項に規定する給付金の支給に要する費用を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支弁する第六十一条の二第三項に規定する給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

(地方債の特例)

第六十九条の三 第六十一条の二第三項に規定する給付金の支給につき都道府県が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 前項に規定する給付金の支給につき都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で、総務大臣が指定したものの元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)

〔新設〕

(新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)

第七十条 国は、前三条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第三十一条の二第七項及び第四十八条第五項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号。第三項において「改正法」という。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。

第七十条 国は、前三条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第四十八条第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。

2

前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三十一条の三第二項第二号において同じ。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」と、第三十一条の三第二項第二号中「感染症法第二

用する。
2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

3
〔略〕

（社会経済活動のための新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の整備）

第一条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する政令で定める日までの間、社会経済活動の円滑化を図るため、新型コ

3
〔新設〕

十六条（感染症法第八条第二項又は第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する感染症法第十九条第一項の規定又は感染症法第四十六条第一項の規定」とあるのは「新型コロナウイルス感染症について感染症法第七条第一項の政令により準用することとされた感染症法第九条第一項の規定」とする。

ロナウイルス感染症に係る検査（感染症法の規定により実施する検査を除く。）を実施するための体制の整備に努めるものとする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する体制の整備に関する事務の一部を保健所を設置する市の長が行うこととすることができる。

3 都道府県は、都道府県知事が前項の規定により第一項に規定する体制の整備に関する事務の一部を保健所を設置する市の長が行うこととしたときは、当該保健所を設置する市の長による当該体制の整備に要する費用を支弁しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により第一項に規定する体制の整備に関する事務の一部を保健所を設置する市の長が行うこととしたとき又は都道府県が当該体制の整備に要する費用を支弁するいとまがないときは、保健所を設置する市に当該体制の整備に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

5 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支弁する第一項に規定する体制の整備に要する費用の一部を負担する。

(より簡易かつ迅速に新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施することができる医療機器等の研究開発等)

第一条の四 国は、附則第一条の二第一項に規定する政令で定める日までの間、より簡易かつ迅速に新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施することができる医療機器、体外診断用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品をいう。）等（次項において「医療機器等」という。）の研究開発の促進を図るため、財政上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 | 国及び地方公共団体は、医療機器等の供給の促進を図るため、財政上及び金融上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る医療従事者等の支援のための財政上の措置）

第一条の五 国は、附則第一条の二第一項に規定する政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症に対する対策を実施し、並びに新型コロナウイルス感染症の発生時において国民の生命及び健康を保護する上で医療従事者、介護従事者、医療機関、社会福祉施設等が果たしている役割の重要性

〔新設〕

に鑑み、これらの者を支援するための給付金の支給等の措置を講ずるため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
<p>（新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供）</p> <p>第一条の二 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、他の都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長から、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の発生の状況、動向及び原因の調査のため、当該感染症について第七条第一項の政令により準用することとされた第十二条第二項、第十五条第八項、第十六条の三第八項、第二十六条の三第六項又は第二十六条の四第六項の規定による報告に係る情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならぬ。</p>		<p>〔新設〕</p>	

〔新設〕

政令により準用することとされた第十二条及び第十五条の規定により収集した当該感染症に関する情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

(新型コロナウイルス感染症に関する情報の報告等の統一的な体制の整備)

第一条の四 国は、都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長からの厚生労働大臣に対する報告、前二条の規定による情報の提供等が迅速かつ円滑に行われるための統一的な体制の整備を行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る検査等の実施体制の整備等)

第一条の五 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（次項において「都道府県等」という。）は、新型コロナウイルス感染症について第七条第一項の政令により準用することとされた第十五条第三項及び第四項、第十六条の三第一項、第三項及び第七項、第二十六条の三第一項、第三項及び第五項並びに第二十六条の四第一項、第三項及び第五項の規定による事務を効率的かつ安定的に行うための体制の整備を行うものとする。

国は、前項の体制の整備に資するため、都道府県等が検体

〔新設〕

の採取及び当該検体の検査に必要な医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器をいう。）、体外診断用医薬品（同条第十四項に規定する体外診断用医薬品をいう。）等を確保することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県等の支弁すべき費用）

第一条の六 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、前条第一項の規定による体制の整備に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担）

第一条の七 国は、次に掲げる費用に対し、政令で定めるところにより、その全額を負担する。

- 一 新型コロナウイルス感染症について第七条第一項の政令により準用することとされた第五十八条第一号の費用（当該政令により準用することとされた第十六条の規定により実施される事務に要する費用を除く。）
- 二 新型コロナウイルス感染症について第七条第一項の政令により準用することとされた第五十八条第四号の二の

〔新設〕

〔新設〕

三 新型コロナウイルス感染症について第七条第一項の政令により準用することとされた第五十八条第四号の三の費用

四 前条の費用

(事務の区分)

第一条の八 附則第一条の五第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例の失効)

第一条の九 附則第一条の二から前条までの規定は、新型コロナウイルス感染症について第七条第一項の政令で定められた期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までに附則第一条の六の規定により支弁する費用又は附則第一条の七の規定により負担する負担金については、附則第一条の二から前条までの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

〔新設〕